

NEXT FARMER

二刀流の挑戦



うえるかむ

令和8年1月
Vol.37

発行：常総市農業委員会
TEL:0297-23-9013

農業委員会だより常総は「うえるかむ」へリニューアルしました。「うえるかむ」には農業の「植える」と常総市に「ようこそ」Welcomeという思いがこめられています。

Welcome!





社会保険労務士と農業 二刀流の挑戦

花鳥町 渡辺智大さん兄妹

就農のきっかけ・大変だったことを教えてください

就農のきっかけは父が脳梗塞を患ったことでした。それまでは暮らしも仕事も東京で、連休に帰省した際に田植えや稲刈りの手伝いをする程度であり、農業は「ふるさとの手伝い」という感覚でした。しかし父が倒れたことと、私自身農業をやってみようという思いもあって、農業を継ぐ決意をしました。

仕事は社会保険労務士業で現在も勤務を続けています。事務所の理解もあり、兼業農家として週の半分ずつ、変則的な勤務形態で続けています。

就農して一番大変だったことは、当時700筆ほどあった農地についての把握でした。紙で管理されていた農地の情報一つひとつを、地図や地番を照らし合わせてパソコンに打ち込み、ようやくデータとして整理したことです。時間も手間もかかりましたが、このデータ整理によって地域についての理解がより深まったと感じています。



農業のやりがいを教えてください

実際に自分で作ったものを、近場の人に届けて、おいしかった、これはよかったなどと直接感想が貰えることです。

もう一つは、様々なデータを集めて日々研究していくことです。農業は毎年が一年生という言葉がありますが、集めたデータをもとに、毎年様々な創意工夫を行っていくことが大きなやりがいになっています。

工夫・挑戦していることを教えてください

「ブル苗」という方法を取り入れて作業の効率化を図っています。

ハウス内に木枠を作り、タンクに溜めておいた水をパイプ管で木枠内の苗に流し込むことで、全ての苗に水が行き渡り、手間をかけ過ぎずに丈夫な苗が育てられることが魅力です。また、研究と学問の両面から農業にも力を入れています。

研究の面では、一般市場にでない新品種の栽培や、環境に配慮した肥料のデータ採取に挑戦しています。

条件の異なる水田ごとに水位や稲の茎数・葉の色など様々なデータを計測し、企業と連携しています。

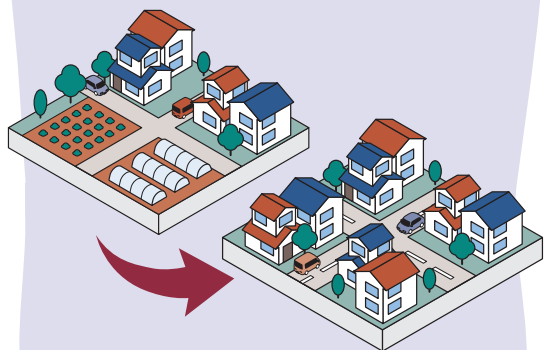
学問分野では、大学と法律家間の農業法研究会に参加し、農業そのものの在り方を考える試みをしています。今後、減りつつある農家の現状を見据えながら、将来的な農業経営や補助のあり方を模索しています。



【取材】増田亮 内海浩之

STOP! 違反転用

農地の **転用** には
許可 が必要です



農地を農業以外の目的で
使用する場合は農業委員会で
農地転用の手続きが
必要になります。

忘れずやろう! 相続登記



農地を相続した時には

- ・法務局で登記手続き
- ・農地のある市町村の
農業委員会に届け出



令和6年4月から相続登記が義務化されました。
不動産を相続した場合、その不動産を取得したことを
知った日から3年以内に相続登記の申請をしましょう。

害獣被害に注意!



主な害獣の足跡



タヌキ



約4cm



ハクビシン



約4.5cm



アナグマ



約7.5cm



アライグマ



約8cm

アライグマの被害に遭ったり事前に許可を取って捕獲してください。

農業被害 → **農業政策課**

常総市役所 TEL:0297-23-2111 内線番号 2311

自宅敷地内・
家庭菜園の被害 → **生活環境課**

常総市役所 TEL:0297-23-2111 内線番号 2831

屋内(屋根裏や軒下等)への侵入やアライグマ以外(タヌキ、ハクビシン、アナグマ等)の生き物に関する
相談・駆除については、茨城県のホームページを参考に専門業者に依頼してください。

農業委員・農地利用最適化 推進委員を募集します

・農業委員 19人

・農地利用最適化推進委員 17人

任期

令和8年7月31日～令和11年7月30日

仕事内容

- ◆ 毎月の調査会・総会に出席
- ◆ 農地法に係る農地の権利移動、農地転用等の許可、違反転用への対応
- ◆ 日々の農地パトロール
- ◆ 遊休農地の発生防止及び解消
- ◆ 地域での話し合い活動
- ◆ 農業者年金の加入推進
- ◆ 農業新聞の普及活動
- ◆ その他

応募期間

令和8年2月12日～令和8年3月16日

詳しくは農業委員会事務局まで

節税効果も!

農業者年金に 加入しませんか?

夫婦で加入すれば
さらに安心♪



農業者なら
広く加入ができる!
終身年金

一定要件を満たす
若年層には
更に手厚い支援!
保険料補助

支払った全額が
大きな節税効果!
**社会保険料
控除の対象**

この**3**つの要件を満たす方なら誰でも加入できます!

年間60日以上農業に従事

国民年金第1号被保険者
(保険料納付免除者を除く)

20歳以上65歳未満
(60歳以上は国民年金の
任意加入被保険者)

詳しくはコチラ

